

食安検発0406第2号
平成24年4月6日

各検疫所長 殿

検疫所業務管理室長
(公印省略)

オーストラリア産菜種の取扱いについて

標記については、基準値を超える残留農薬（フェニトロチオン）が検出されたことから、平成19年2月16日付け食安検発第0216001号「オーストラリア産菜種の取扱いについて」により、検査命令を行うこととし、計画輸入の対象品目として取り扱わないこととしたところです。

オーストラリア産菜種については、残留農薬（フェニトロチオン）の検査命令が解除され、食品衛生法施行規則第32条第4項第5号に該当するおそれが無くなったことから、昭和61年3月31日付け衛検第91号に基づきその旨を公示するとともに、別記様式第3号に基づき通知した輸入者に対しては、本通知内容を情報提供するようよろしく申し上げます。